

新潟市民病院職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第6号

新潟市民病院職員給与規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員給与規程（平成20年新潟市民病院管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の項に掲げる給料月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額」に改め、同項中「その者の属する職務の級に応じた額」の次に「に、新潟市民病院職員就業規程（平成20年新潟市民病院管理規程第12号。以下「就業規程」という。）第8条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加え、同条第2項を削る。

第10条第2項第2号中「従事する職員」を「従事する職員等」に改める。

第14条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2項及び第21条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条中「第20条第2項」を「第20条第2項第1号」に、「同項に規定する修学部分休業」を「同項第2号に規定する修学部分休業、同項第3号に規定する高齢者部分休業」に、「同項に規定する介護休暇又は同項に規定する介護時間」を「同項第4号に規定する介護休暇又は同項第5号に規定する介護時間」に改める。

附則第18項中「12,000円」の次に「(附則第21項の規定の適用を受ける職員にあつては、8,400円)」を加える。

附則第19項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の9項を加える。

(定年の引き上げに伴う経過措置)

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第23項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第2条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第3条並びに第4条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(号給の切替えに伴う経過措置として、この規程その他の規程の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 新潟市職員の定年等に関する条例(昭和59年新潟市条例第5号。以下この項において「定年条例」という。)第6条第2項第1号及び第3号の職を占める職員

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

23 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第25項において「異動日」という。)の

前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第2条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第2条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第21項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

28 附則第21項の規定による降給をする場合は、法第49条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。

29 附則第21項から前項までの規定に定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	184,300	211,200	254,800	274,600	289,700	315,200	356,900	390,500	441,600

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円
	296,500	339,000	393,500	466,700

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	185,200	211,300	243,200	256,500	282,100	323,000	365,100	427,100

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	230,700	255,000	262,300	272,400	289,100	326,400	371,100

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円	円
	190,100	201,000	222,800	243,700	274,700

別表第6再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円	円	円
	197,700	240,600	254,900	288,400	315,200	356,900

別表第7再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	236,800	248,500	252,700	288,000	305,100	319,300	342,900	378,100

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

2 この規程による改正後の新潟市民病院職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第21項から第29項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与規程第4条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新潟市民病院職員就業規程（平成20年新潟市民病院管理規程第12号）第8条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第20条第2項及び第21条第2項第2号の規定を適用する。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第14条第2項及び附則第19項の規定を適用する。

7 附則第3項から前項までの規定に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、管理者が別に定める。